

# 「協同労働」プラットフォーム事業実施業務 基本仕様書

## 1 業務名

「協同労働」プラットフォーム事業実施業務

## 2 業務の目的

就業や社会参加を希望する意欲と能力のある者に対して、「協同労働」を活用して本市の地域課題の解決に取り組むことを促進するプラットフォームを構築することにより、「協同労働」に対する市民の理解を深めるとともに、「協同労働」の実践を市域全体に広げ、地域コミュニティの再生及び地域共生社会の実現を図る。

## 3 実施期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

## 4 用語の定義

- (1) 本業務における「協同労働」とは、次に掲げる事項を全て満たす働き方をいう。
  - ア 事業に従事する者自ら出資して経営に参画すること。この場合において、経営に参画するとは、経営方針等について、対等な立場（1人1票の原則）で意見を出し合いながら決定することをいう。
  - イ 継続するために一定の収入を得ること。
  - ウ 営利を目的としていないこと。この場合において、営利を目的としていないとは、出資額に応じた配当を認めないことをいう。
  - エ 従事した程度に応じて配当を行うこと。
- (2) 本業務における「プラットフォーム」とは、本基本仕様書8に掲げる業務の実施主体となる組織をいう。
- (3) 本業務における「個別プロジェクト」とは、次に掲げる事項を全て満たす事業をいう。
  - ア 上記(1)に規定する協同労働を活用すること。
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業に当たらないこと。
- (4) 本業務における「立ち上げ団体」とは、「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金（以下「立ち上げ支援事業補助金」という。）の交付決定を受けた団体に限るものではなく、次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。
  - ア プラットフォームの支援を受けて、個別プロジェクトの立ち上げを行うこと。
  - イ 当該団体の立ち上げまでに、受託者が、委託業務実施報告書（月次）において、当該団体の地域中核人材について支援開始報告を行っていること。
  - ウ 当該団体の代表者が、事業計画書、収支予算書及び団体規約等の発注者が求める書類を提出すること。
  - エ 当該団体の個別プロジェクトが、立ち上げ支援事業補助金交付要綱第4条から第6条までの規定に適合すること。

オ 受託者が、事業可能性調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ、発注者へ提出すること。

カ 発注者が、当該団体の個別プロジェクトについて、公益性、実効性、継続性、波及性及び費用対効果において適正であると認定すること。

(5) 本業務における「地域中核人材」とは、個別プロジェクトの立ち上げに当たり中心となり得る人材をいう。

(6) 本業務における「事業可能性調査」とは、個別プロジェクトを実施する地域の特性や課題を整理した上で、発注者が必要とする項目についてフィールドワークにより調査及び評価することをいう。

## 5 実施体制

### (1) 事務所の設置

プラットフォームの拠点となる事務所を、公益社団法人広島市シルバー人材センター（中区西白島町 23 番 9 号。以下「シルバー」という。）本部建物の発注者指定場所に設置すること。当事務所の運営に当たり必要となる光熱水費その他の実費相当額について、別紙のとおり受託者が支払うものとする。

### (2) 名称

プラットフォームの正式名称を「『協同労働』プラットフォーム」とし、「らぼーろひろしま」を愛称として使用すること。

### (3) 人員配置

プラットフォームには、コーディネーターを 3 名以上配置すること。また、コーディネーターのうち 1 名は本業務の実施を統括する「統括コーディネーター」（広島市委託契約約款第 8 条に規定する「現場責任者」を指す。）とし、常勤（事業所の所定労働時間を通じて勤務すること。）の者を配置すること。

### (4) 実施日及び実施時間

#### ア 実施日

8 月 6 日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までをいう。）及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日とし、上記(1)に掲げる事務所を開設すること。ただし、発注者と協議の上、業務を要しない日時等を別に定めることができる。また、本業務を実施する上で必要とする場合は、土曜日、日曜日及び祝日も臨機応変に対応すること。

#### イ 実施時間

午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間で、8 時間以上（受注者が認める必要な休憩時間を除く。）とすること。ただし、本業務を実施する上で必要とする場合は、当該時間帯以外も臨機応変に対応すること。

## 6 業務全体に係る遵守事項

(1) 受託者は、立ち上げ支援事業補助金への応募を前提とした支援を行わなければならない。ただし、立ち上げ支援事業補助金を応募することを支援の要件としてはならない。

- (2) 受託者は、プラットフォームに配置するコーディネーターの業務日誌を整備し、発注者からの業務実施状況の照会に対して迅速に対応しなければならない。
- (3) 受託者は、発注者が本業務の周知を図るため、本基本仕様書 8 に掲げる業務内容等を公表することについて同意するとともに、本業務に関する問い合わせに対して積極的に対応しなければならない。
- (4) 受託者は、発注者から、本業務に関する説明者等としての出席依頼を受けた場合は、担当者を出席させなければならない。
- (5) 受託者が、発注者以外から、本業務に関して講師派遣、視察受入、取材、寄稿など（以下「講師派遣等」という。）の依頼を受けた場合は、依頼を受けた日の翌事務所開設日までに発注者へ報告し、次に掲げる事項について講師派遣等の実施日（実施日が 2 日以上にわたる場合は、その期間の初日）の 1 週間前までに発注者の承認を得なければならない。
  - ア 実施日時
  - イ 依頼者の氏名・所属・役職
  - ウ 依頼内容
  - エ 受託者が説明、寄稿等する内容・資料
  - オ 依頼に関係する立ち上げ個別プロジェクト団体
- (6) 本業務に関連して市外に出張（以下「市外出張」という。）する必要があるときは、出張日（出張日が 2 日以上にわたる場合は、その期間の初日）の 1 週間前までに発注者の承認を得なければならない。
- (7) 受託者及びその構成員は、何人からも、本業務に係る謝礼金、諸手当その他これらに類する金銭（市外出張に係る交通費実費を除く。）を受領してはならない。
- (8) 受託者は、労働関係法令その他の関係法規を遵守しなければならない。
- (9) 本業務により得られたデータ及び成果品の所有権は、発注者へ帰属するものとし、受託者はこれを発注者の許可なく、他の用途に使用又は公表してはならない。
- (10) 受託者は、著作権、肖像権その他の他者の権利を侵害しないように十分留意しなければならない。
- (11) 受託者は、発注者が提供する資料等を発注者の許可なく第三者に提供し、又は目的以外に使用してはならない。
- (12) 受託者は、本業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、実施期間の満了後も同様とする。
- (13) 本業務に関心がある者や個別プロジェクトに参画する者を受託者の組織に勧誘するなど、本業務の実施と受託者の組織の維持・強化のための活動との関係が疑われるような行動は行ってはならない。

## 7 業務目標

プラットフォームの支援を受けて、新たに個別プロジェクトの立ち上げを行った団体数 5 団体

## 8 業務内容及び各業務における遵守事項

### (1) 「協同労働」という働き方の広報周知・啓発

#### ア 「協同労働」取組事例発表会（仮称）の開催

「協同労働」という働き方を広く市民等に周知するとともに、地域中核人材の発掘・育成を行うため、「協同労働」取組事例発表会（仮称）を開催すること。

なお、開催に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 広島市を主催団体とし、必要に応じて後援団体を確保すること。

(イ) 日時、会場、プログラム、事例発表団体等の登壇者等について発注者と協議の上決定し、次に掲げるものを開催日の2週間前までに発注者へ提出すること。また、提出後にやむを得ず変更する必要がある場合は、遅滞なく発注者と協議すること。

- ・ 準備から終了までの進行要領（コーディネーターの役割分担を含む。）
- ・ 準備物一覧
- ・ 会場図（パソコン、LAN ケーブル等備品の配置を含む。）
- ・ 参加者配付物一覧
- ・ 登壇者等の説明資料

(ウ) 広島市全域に広報して参加者を募ること。

(エ) 参加者を対象としたアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、発注者と協議の上決定すること。

(オ) 事例発表団体等の登壇者に対して、謝礼金を支払うこと。

(カ) 開催後1か月以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、参加者の属性等を整理し、開催概要とともに発注者へ報告を行うこと。

#### イ リーフレットの作成・配付

「協同労働」という働き方を平易に紹介するとともに、全ての立ち上げ団体を紹介するリーフレットを、令和7年3月31日までに作成・配付し、指定するデータファイル形式によりデータを発注者へ納品すること。なお、リーフレットの内容及び配付先は、発注者と協議の上決定し、発注者が校正を求める場合には迅速に対応すること。

#### ウ 動画の作成・公開

令和5年度立ち上げ団体の紹介動画を令和6年12月27日までに作成・公開し、指定するデータファイル形式によりデータを発注者へ納品すること。なお、作成する動画の内容は発注者と協議の上決定し、発注者が校正を求める場合には迅速に対応すること。公開に当たっては、発注者が指定する動画も併せて公開すること。

#### エ ホームページの作成・運用

「協同労働」という働き方及び本業務を平易に紹介するとともに、上記ウの動画を掲載するホームページに令和6年4月30日までに作成し、年間を通じて運用すること。なお、作成するホームページの内容は発注者と協議の上決定し、発注者が校正を求める場合には迅速に対応すること。

オ 上記ア～エの他、「協同労働」という働き方の周知・啓発を積極的に行うこと。

### (2) 地域中核人材の発掘・育成

#### 「協同労働」勉強会の開催

地域中核人材の発掘や育成を行うとともに、「協同労働」という働き方を周知するため、次のアを対象とし、各区で1回以上かつ全市で計16回以上、勉強会を開催することとし、開催に当たっては次のイを遵守すること。

ア 対象者

- (ア) 地区（学区）社会福祉協議会等の地域団体・地域包括支援センター
- (イ) 個別プロジェクト立ち上げ支援を行っている団体
- (ウ) 一般市民

イ 遵守事項

- (ア) 広島市を主催団体とし、必要に応じて後援団体を確保すること。
- (イ) 勉強会は、立ち上げ団体の事例発表を行うなど、地域課題解決に資する個別プロジェクトの立ち上げの支援につながる内容とすること。
- (ウ) 日時、会場、対象者、プログラム、事例発表団体等の登壇者等は、発注者と協議の上決定することとし、開催日の1か月前までに実施計画書を発注者へ提出すること。また、提出後にやむを得ず変更する必要がある場合は遅滞なく発注者と協議すること。
- (エ) 参加者を対象としたアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、発注者と事前協議の上決定すること。
- (オ) 事例発表団体等の登壇者に対して、謝礼金を支払うこと。
- (カ) 各回開催後、参加した地域中核人材等について整理し、開催概要とともに、直近で提出する委託業務実施報告書（月次）により発注者へ報告すること。

(3) 個別プロジェクトの立ち上げ支援及び支援に係る報告

ア 地域課題と地域中核人材の結び付けや立ち上げ支援事業補助金の活用等により、個別プロジェクトの立ち上げを効果的に支援すること。

なお、支援に当たり、次に掲げる事項に配慮すること。

- (ア) 地域中核人材に対して、参考となり得る立ち上げ団体の立ち上げ経緯や運営状況を紹介し、ノウハウの活用を促すこと。
- (イ) 地域中核人材が、立ち上げ団体の視察等を通じて当該団体と交流や連携ができるようネットワーク構築を促すこと。

イ 地域中核人材が、「協同労働」を正しく理解し、立ち上げる個別プロジェクトが継続可能なものとなるよう十分留意し、検討の熟度に応じたメリハリのある支援を行うこと。

ウ 立ち上げ支援事業補助金の応募を希望する地域中核人材に対し、立ち上げ支援事業補助金の応募に係る申請書及び添付書類の作成支援を行うこと。なお、作成支援に当たり、内容に不備がないか確認し、不備があった場合には適切な指導を行うこと。また、提出後の申請書及び添付書類の内容について、発注者が照会する事項について迅速に対応すること。

エ 令和5年度以前から個別プロジェクトの立ち上げに向けた支援を開始しているものの、立ち上げに至っていない地域中核人材に対しては、立ち上げを目指し、引き続き支援を行うこと。

オ 個別プロジェクトの立ち上げに至ることなく、支援を終了した地域中核人材については、支援終了までの支援経緯をまとめて令和7年3月31日までに発注者へ提出すること。

カ 多様な支援ニーズに応えるため、コーディネーターのレベル向上や、支援に必要な情報

の収集等に努めること。

キ プラットフォームでは対応できない専門的な相談に対応するため、支援状況に応じた専門家の派遣等を行うこと。

ク 事業可能性調査を実施し、その結果を報告書として取りまとめ、広島市が実施する「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議の資料として会議開催日の2週間前までに発注者へ提出すること。また、報告書の提出後に発注者が追加の調査が必要と判断した場合、迅速に追加調査を行い、報告書を再提出すること。

#### (4) 個別プロジェクトの運営支援及び支援に係る報告

ア 立ち上げ団体のうち、令和3～5年度に立ち上げ支援事業補助金の交付を受けた団体について、令和5年度分の補助事業実績報告書及び添付書類の作成支援を必要に応じて行い、取りまとめを行った上で、令和6年4月19日までに発注者へ提出すること。なお、作成支援に当たり、内容に不備がないか確認し、不備があった場合には適切な指導を行うこと。また、提出後の申請書及び添付書類の内容について、発注者が照会する事項について迅速に対応すること。

イ 立ち上げ団体同士が経験やノウハウを共有し、互いに高め合うためのマッチングの仕組みを構築すること。なお、その仕組みは、立ち上げ団体が、新たな個別プロジェクトの立ち上げに向けた地域中核人材からの相談を受ける機能を有するものとする。

ウ 立ち上げ団体の交流会を年2回以上開催すること。なお、交流会のテーマは上記イに掲げる仕組みの構築及び立ち上げ団体のニーズを踏まえたものとする。

エ 協同労働団体の活動を広く認知させるため、一般市民が手軽に団体活動を体験できるよう、既存団体と体験希望者とのマッチングを行うこと。体験希望者の受付及び受入団体との連絡調整、各団体の受入時の活動内容に応じた保険加入（1回当たり1～2日程度の業務に伴う傷害保険及び賠償保険）を行うこと。なお、通年で25名程度の受入を想定している。

オ 事業の安定化・活性化や継続等に課題を有する団体に対して、相談に応じるとともに、必要に応じて社会保険労務士や税理士、中小企業診断士などの専門家への相談の調整や、専門的・技術的な講習会の開催を実施するなど適切な支援を行うこと。

カ 個別プロジェクトの具体的な運用に際し、刈払機を使用する除草作業や樹木の剪定作業などの安全性の確保が必要な業務について、対象団体に対して専門的実技講習を実施すること。なお、この専門的実技講習の実施に際しては、積極的にシルバーの知見を活用すること。

キ 労働者協同組合（労働者協同組合法（令和2年法律第78号）第2条に規定する組合をいう。）の設立を検討する立ち上げ団体に対しては、適切に相談に応じ、必要に応じて厚生労働省や広島県等の相談窓口を紹介するとともに、上記オと同様に専門家への相談の調整を行うこと。

ク 発注者が本業務に関連して受け入れる視察において、立ち上げ団体が説明協力を行うときは、受託者から当該団体に対して謝礼金を支払うこと。この場合における金額は、市の基準額を参考に決定すること。

ケ 立ち上げ団体に対して、次に掲げる項目の令和5年度の実績額を提出するよう協力を依

頼し、その結果の取りまとめを行った上で、令和6年5月31日までに発注者へ提出すること。

(ア) 総収入額

(イ) 総支出額

(ウ) 総支出額のうち、人件費の金額

(エ) 総収入額－総支出額

(5) シルバーとの連携

ア シルバー事務局と協議の上、シルバーの事務局職員及び会員を対象として、協同労働について周知・啓発する場を設けること。

イ シルバー事務局が会員募集を行う入会説明会や区民まつり等の市内イベントにおいて共同出展を行い、協同労働について周知・啓発を行うこと。

ウ 月に1回、発注者と受託者とシルバーによる三者会議を行い、委託業務実施報告書について報告すること。

エ 上記ア～ウの他、「協同労働」という働き方の周知・啓発に関して、積極的にシルバーとの連携に努めること。

(6) 関係機関との連携・協働関係の構築

ア 各区役所、広島市社会福祉協議会、広島市地域包括支援センター、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、日本労働組合総連合会広島県連合会広島地域協議会、広島県経営者協会、ひろしまLMOその他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と連携・協働関係を構築すること。

イ 関係機関等には、上記8(1)アの取組事例発表会、同(2)の勉強会及び同(4)ウの交流会等への広報協力及び参加を依頼すること。

ウ 必要に応じて、関係機関等に対し、「協同労働」という働き方を周知する機会を設けること。

(7) 委託業務実施報告書の作成・提出

ア 本業務の各月の実施状況について、翌月10日（令和7年3月分においては、令和7年3月31日）までに発注者へ報告書を提出すること。

イ 本業務の年間の実施結果について、令和7年3月31日までに発注者へ報告書を提出すること。

(8) 業務の引継ぎ

本業務の実施期間の満了後（満了後に引き続き業務を実施する場合を除く。）又は契約の解除後の業務の引継ぎは、次のとおりとする。

ア 引継書の作成

受託者は、本業務の実施に関する留意事項等を取りまとめた引継書、上記(3)(4)に掲げる個別の支援内容その他発注者が指定する内容に係るデータベースを作成し、令和7年3月31日までに電子データ及び紙媒体により発注者へ引き渡すこと。

イ 管理台帳の作成

委託料により購入した付帯設備及び備品は管理台帳を作成し、令和7年3月31日までに電子データ及び紙媒体により発注者へ引き渡すこと。

## ウ 引継方法

受託者は、本業務の円滑な実施を継続するために、翌年度の受託者への支援を行うこととし、発注者及び次期受託者から資料等の請求があった場合は、受託者の不利益になると発注者が認めた場合を除き応じるものとする。

なお、発注者が引継未完了と認めた場合は、実施期間の満了後であっても無償で次期受託者に引継ぎを行うこと。発注者は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

## 9 委託料

委託料は、受託者からの請求に基づき、別添広島市委託契約約款第 13 条に定める区分により支払う。

## 10 その他

- (1) 本業務に係る広報物の作成及び事業可能性調査については、発注者と協議の上、第三者に再委託することができる。
- (2) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、疑義が生じた場合は、発注者、受託者双方が協議の上、これを処理すること。
- (3) 本基本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して定めること。